

公金債権回収業務における試行自治体の実施結果のまとめ

目的

- ①地方自治体において公金の債権回収業務を民間委託する場合、多大な事務負担がかかることが想定されることから、民間委託を試行する自治体(試行自治体)を募集し、内閣府において必要な支援を行うことで、**自治体の事務負担の軽減**を目指す。
- ②事業の実施状況を踏まえ、評価を行うとともに、**論点整理、好事例の収集等**を実施し、**より効果的かつ効率的な債権回収業務のモデルの提案**を目指す。

選定

公募の結果、全国で**11団体**を選定(平成25年2月)
 稲敷市(茨城県)、伊万里市(佐賀県)、北本市(埼玉県)、岐阜県、静岡県、千葉市(千葉県)、
 栃木県、長野県、姫路市(兵庫県)、八尾市(大阪府)、湯河原町(神奈川県)

実施

試行自治体で実施(平成25年度～)
 ○債権回収業務の民間委託
 ○民間委託による自主的納付の呼びかけ
 ○滞納整理の業務委託
 ○弁護士による職員向け研修 等

【内閣府の支援】

- 債権回収の民間委託における事業者選定に当たり、募集要項、仕様書、評価表等について注意点、法令 解釈等の助言
- 他の自治体の先進事例の例示(民間委託の実施に必要な手順及びスケジュール等)
- 研修講師となる弁護士の紹介 等

成果

回収額の確保、回収率の向上、滞納者との接触、他業務への注力、
 困難案件の解決、職員の資質の向上、職員による法的手続の実施 等

展開

地方公共サービス小委員会報告書への反映
(平成26年3月)
 「委託に当たってのチェックポイント」や
 「試行自治体等で使われた仕様書等の実例」等を掲載

内閣府HPで各試行自治体の実施結果の公表
(平成27年3月)
 多岐にわたる具体的な実施内容を掲載
 すべての試行自治体において26年度も継続実施

自治体にとって必要かつ有益となる数多くの情報を水平展開
 → **より効果的・効率的な債権回収の広域的な推進へ**